

北海道養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和6年10月17日（木）

午後3時30分～

場所：第3応接室（鳥取県庁舎3階）

出席：知事（オンライン）

鳥インフルエンザ対策チーム

（農林水産部、生活環境部）

危機管理部

会議内容

- 1 北海道養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国の対応
- 3 鳥取県の対応(家きん)
- 4 県内の渡り鳥と野鳥サーベイランスの状況
- 5 県民への情報提供 等

北海道養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要

1 農場の概要

農場所在地：北海道厚真町(あつまちょう)

飼養状況：肉用鶏約1.9万羽

2 経緯

- ・10月16日(水)午後5時に農場から家畜保健衛生所に死亡数増加の連絡
- ・同日午後9時に第1回簡易検査陽性、午後11時45分に第2回簡易検査陽性
- ・10月17日(木)午前8時30分、石狩家畜保健衛生所のPCR検査で高病原性鳥インフルエンザ遺伝子を確認

3 北海道の対応

- ・10月17日(木)午前10時から、殺処分等の防疫作業に着手
- ・移動制限区域の設定(半径3km以内 2戸約32万羽)
- ・搬出制限区域の設定(半径3km～10km 3戸約39万羽)
- ・消毒ポイント4か所設置

国の対応

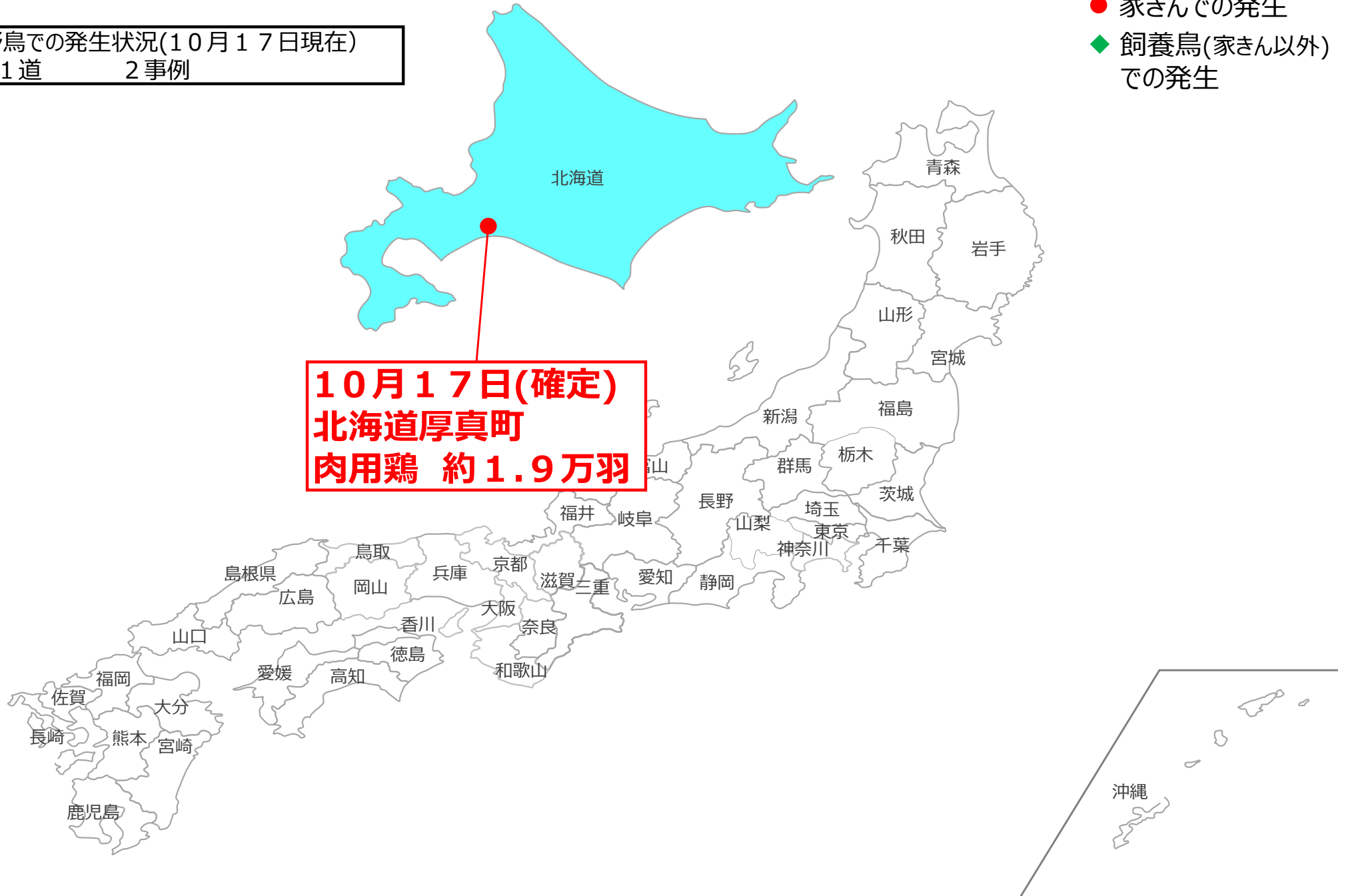
- 1 10月17日午前10時に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 北海道の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

【国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況】 令和6年10月17日現在

野鳥での発生状況(10月17日現在)
1道 2事例

- 野鳥での確認
- 家きんでの発生
- ◆ 飼養鳥(家きん以外)での発生



鳥取県の対応(家きん)

- 1 10月17日に県内全78農場に対し、注意喚起 異常なし。
- 2 北海道の発生農場と県内農場は鶏や作業者の行き来などの疫学関連なし。
- 3 全農場に発生防止対策を取りまとめたチラシを配布して、発生予防について再度周知徹底。シーズン中は毎月農家が飼養衛生管理基準の遵守状況を点検し家畜保健所が巡回確認。
- 4 農場に消石灰約1,600袋を今後配布し消毒を徹底するよう指導。
- 5 野鳥飛来対策として、鶏舎に近接(300m以内)するため池の管理者に水抜き等の協力を依頼済。
- 6 家畜保健衛生所が9~10月にかけて全農場を巡回し、野鳥侵入防止対策として、防鳥ネットの修繕、鶏舎周囲の木の伐採、消毒設備の点検、貯水槽へのネット設置等を指示。



県内の渡り鳥と野鳥サーベイランスの状況

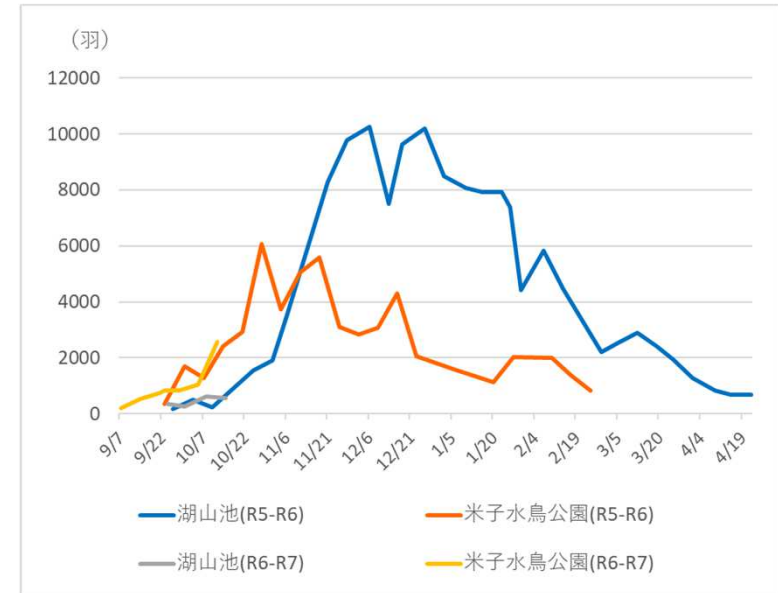
《県内の渡り鳥の飛来状況》

- ・ 中海においては、渡り鳥の飛来数が増加してきており、今後飛来が本格化する見込み
- ・ 10/12米子水鳥公園でコハクチョウの初飛来を確認

《飛来状況(10月中旬調査)》

米子水鳥公園	2,556羽
湖山池	559羽

《参考:県内の飛来状況》



《野鳥サーベイランス対応状況》

- ・ 野鳥監視ステージ2で対応中
- ・ 10/17時点で異常なし

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点+重点区域
	糞便・水検査	最大 6か所+重点区域

※愛玩鳥を飼育されている方、愛玩鳥の販売者や学校・公園等への注意喚起は
10/4に実施済。県ホームページで飼育上の注意事項について周知中。

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないとされていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- ▶ [家きんの情報はこちら](#)
- ▶ [野鳥の情報はこちら](#)
- ▶ [愛玩鳥の情報はこちら](#)

お気に入りページ

漂着したアザラシやオットセイなど海獣類にご注意

漂着したアザラシ等の海獣類にご注意ください

海外において、アザラシやオットセイなどの海獣類が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡する事例が確認されています。

濃密な接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染することはないとされていますが、海岸等で海獣類を発見されても、直接触れないようにしてください。

[高病原性鳥インフルエンザへの対応（とりネット内リンク）](#)

漂着したアザラシ等を発見した場合の連絡先

海岸に漂着した海獣類を発見した場合の連絡先

鳥取県土整備事務所 維持管理課

電話：0857-20-3604、3605 ファクシミリ：0857-20-3598

中部総合事務所 県土整備局 維持管理課

電話：0858-23-3216、3217 ファクシミリ：0858-22-0013

西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課

電話：0859-31-9711、9712 ファクシミリ：0859-33-4110

※平日夜間、土日祝日は防災情報ダイヤル（電話：0857-26-8100）までご連絡ください。

対応窓口

(24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 (")
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276 (夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149 (")
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320 (")

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (")
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。